

市議会ガイド

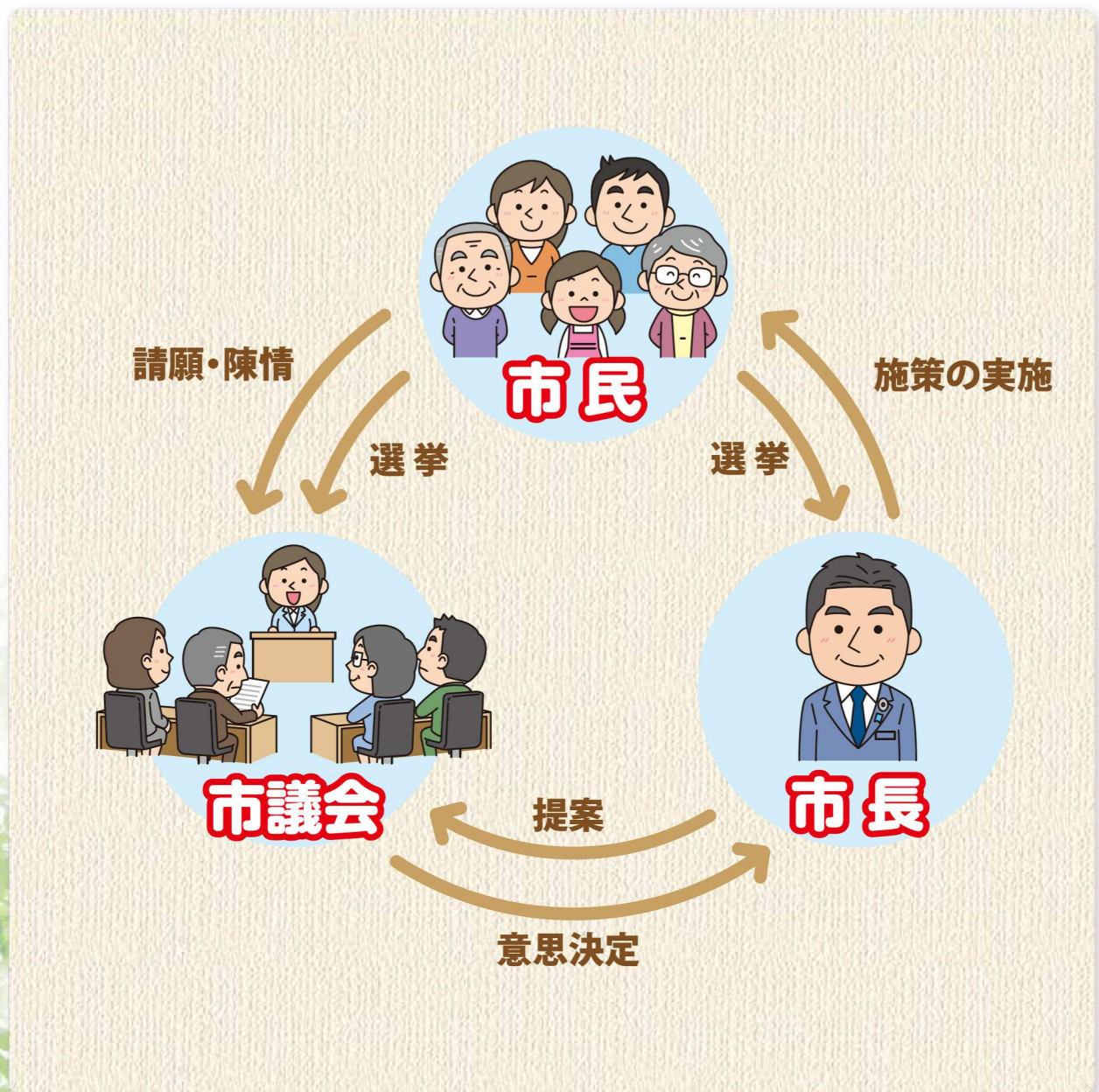


川崎市議会

あよよん

市議会と市政

地方公共団体はその意思や方針を決定する議会（議決機関）と議会の決定に基づいて実際に行政を行う団体の長（執行機関）で構成されており、お互いに独立・対等の立場に立ち牽制や協力をし合うことで調和と均衡を図りながらより良い市政の実現を目指しています。



例えば…

スポーツセンター建設計画に対して市民の要望が反映されるまで

市が発表したスポーツセンターの
建設計画に対して…



市民の要望

広い駐車場が
ほしい!



駐車場の整備要望を市議会に伝える
(請願・陳情の提出)



市議会で話し合う・視察
(請願・陳情の審査)



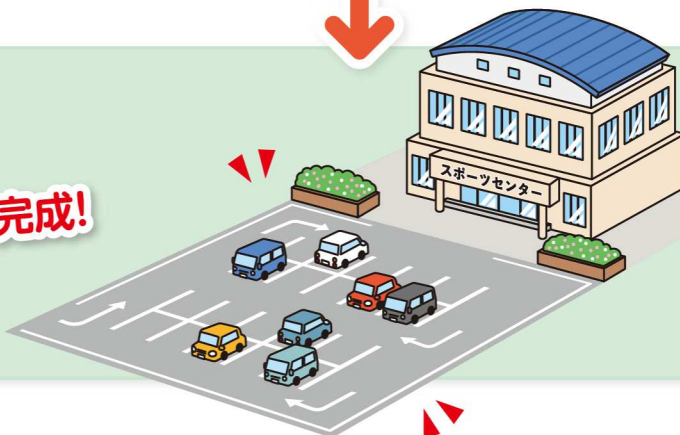
請願・陳情の採択



市議会で決まったことを踏まえ、
市が仕事を進める



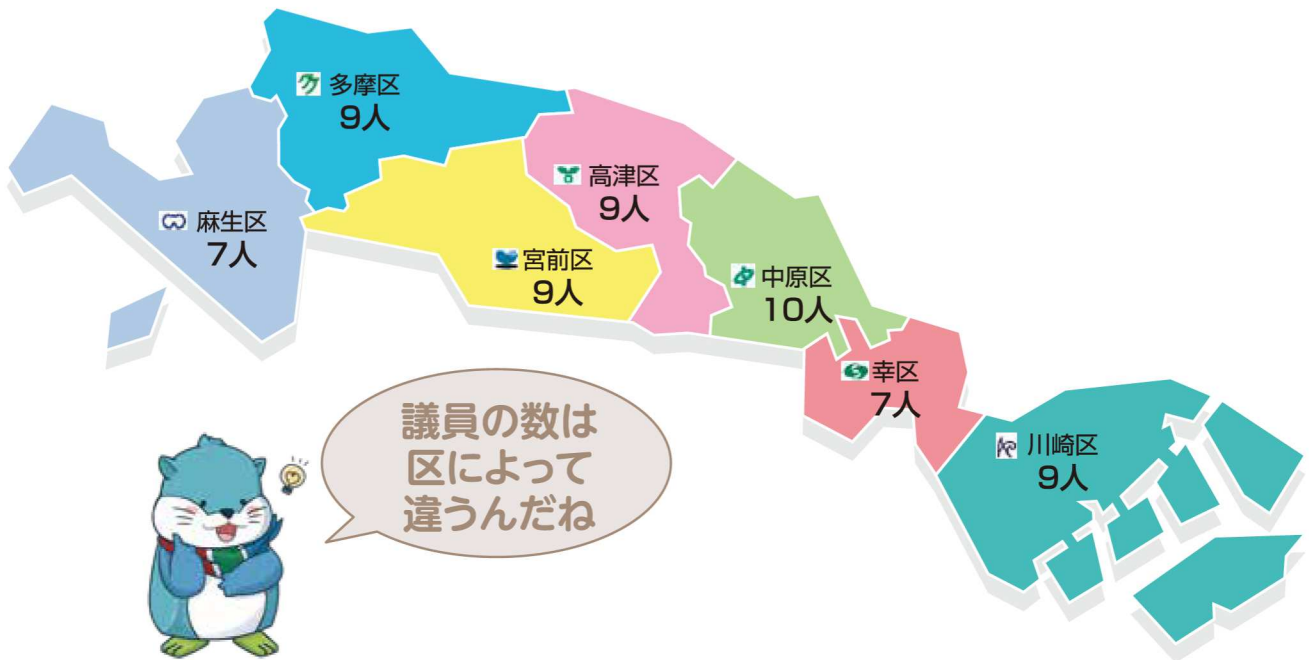
広い駐車場がある
スポーツセンターの完成!



市議会の構成

議員

市議会には市民の直接選挙によって選出された議員によって構成されています。
満18歳以上の日本国民で、引き続き3ヵ月以上市内に住所を有する市民には市議会議員を選挙する資格(選挙権)があり、また、選挙権を有する満25歳以上であれば市議会議員に立候補する資格(被選挙権)があります。
川崎市議会の定数は60人で、任期は4年です。
議員は行政区ごとに選挙されており、各区の議員の数はその人口に比例して決められています。



議長・副議長

市議会には、議員の中から選挙によって選ばれた議長と副議長がいます。
議長は市議会の代表者であり、市議会が円滑に運営されるよう努めるほか、議場の秩序を保つことや市議会の事務を監督し、処理をします。
副議長は、議長に事故のあるときなどに議長に代わってその職務を行います。

会派

市議会では同じ主義・主張をもった議員が集まって会派を結成し、活動しています。

市議会の運営・流れ

市議会には、年4回定期的に開催される定例会（通常は2月、6月、9月、12月）と必要に応じて開催される臨時会があります。定例会・臨時会とも市長が招集します。なお、議会運営委員会の議決を経て議長から請求があった場合及び議員定数の4分の1以上の議員から請求があった場合には、市長は臨時会を招集しなければならないことになっています。

定例会及び臨時会では、初めに会期（一定の期間）が定められ、原則としてその期間中に本会議や委員会を開催して議案の審議や審査を行います。

市議会は、会期中に活動するのが原則ですが、この期間に結論のなかった案件については、一定の手続きを経れば閉会中であっても委員会を開き、継続して審査することができます。

川崎市議会では、閉会中も各委員会が活発に活動しています。

議会活動の流れ

本会議

本会議は、議員全員で構成される会議で、議案や市議会としての意思表示などの可否は最終的に全て本会議で決定します。議決は原則として出席議員の過半数の賛成を必要としています。

開会

議案上程

議案を本会議の議題とします。

提案説明

提案者から議案の内容と提案理由について説明します。

代表質問

各会派を代表して質問します。

委員会付託

議案や請願・陳情を担当の委員会へ委ねます。

委員会（説明、質疑、採決）

複雑多岐にわたる議案を本会議だけで審議することは大変難しいことです。そこで、少人数の議員で専門的な立場から、より詳しく審査するために次の5つの常任委員会が設けられており、議案の審査のほか、付託された請願・陳情などの審査を行います。

総務委員会

総合計画、財政、商工業、観光、臨海部などに関する議案を審査



文教委員会

文化振興、スポーツ、保育園、学校、教育などに関する議案を審査



健康福祉委員会

福祉、医療、保健衛生、病院、消防などに関する議案を審査



まちづくり委員会

都市計画、住宅、道路、公園、河川などに関する議案を審査



環境委員会

環境、港湾、上下水道、市営バスなどに関する議案を審査



議会運営委員会

議会を円滑に運営するために設けられており、運営上の諸問題を協議し、議員間の連絡調整を行っています。

特別委員会

特定の問題を審査するために必要に応じて設置される期間を限定した委員会です。当初予算や決算を審査する際に設置されるほか、大都市制度・税財政調査特別委員会、臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会を設置しています。

本会議

委員長報告

委員会で話し合われたことやその結果を報告します。

討論

議案などについての賛成・反対の意見を述べます。

採決

市議会として賛成かまたは反対かを決めます。

一般質問

希望する議員が市の政策についての質問をします。

閉会

市議会の権限

市議会は、市民を代表する機関として十分な活動ができるよう、法律や条例によって幅広い権限が与えられています。主なものは次のとおりです。

議決権

条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、一定額以上の契約の締結、市の重要な財産の取得または処分など重要な問題を議決します。

選挙権

市議会の議長や副議長、選挙管理委員などを選挙します。

同意権

副市長、教育長、教育委員会委員、監査委員、人事委員会委員などを市長が選任・任命するときには議会の同意が必要です。

検査権・監査請求権

市の事務の執行状況について書類などにより検査をしたり、監査委員に監査を請求することができます。

調査権

市の事務について調査することができ、必要に応じて関係者の出頭や証言、記録の提出を請求することができます。

意見書提出権

市の公益に関する事務について、国会や国・県などの関係行政庁に対して意見書を提出することができます。

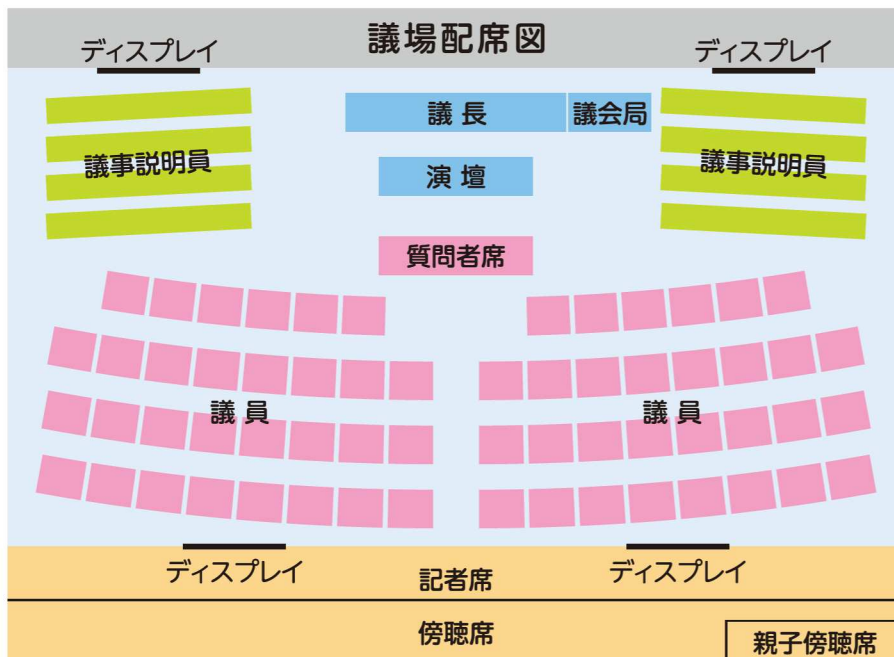
不信任議決権

議会と市長が対立して解決が見出せない場合、最終判断を市民に求めるため、市長に対する不信任の議決を行うことができます。

自律権

議会の独立性と自主性を確保するために議会内部の事柄については、自ら決めることが保障されています。

幅広い権限を基に、
よりよい市政の実現を
目指しているんだ



議事説明員

提出した議案などを説明するために、議長席の左右に市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長、危機管理監、教育次長及び各行政委員（委員長及び代表監査委員）が出席します。

わたしたちの考えを議会に伝えるためには

直接請求

市政の運営に異議があるときは、有権者の一定数の署名をもって、市の条例の制定や改廃、議員の解職、議会の解散、市長・副市長など主要公務員の解職、事務の監査などの請求をすることができます。

請願・陳情

市政に対する要望は文書で直接、市議会に提出できます。紹介議員のあるものを請願、ないものを陳情といいます。

請願は委員会と本会議で審査されますが、川崎市議会では陳情も請願に準じて委員会で審査しています。

市議会の活動を知るには

傍聴

本会議は公開が原則となっており、誰でも傍聴することができます。また、委員会は許可を得て傍聴することができます。

テレビ放映

新年の抱負などを語り合う議長・副議長の新春対談、新年度予算案について各会派の代表が見解などを語る座談会のテレビ番組を制作して放映しています。

議会広報紙「議会かわさき」

市議会の活動内容や審議の結果などをお知らせするために、広報紙「議会かわさき」を年4回発行しています。川崎市内の町内会や自治会またはポスティングによりお届けするほか、区役所や駅などの公共施設にも配架しています。また、市議会ホームページにも掲載しています。

会議録検索システム

キーワードを入力するだけで本会議や委員会などでの審議・審査内容が簡単に検索できます。会議録は、区役所や図書館などでも見ることができます。



会議録検索システム

議会中継

本会議場で行われる会議や委員会室で行われる会議の様子を市議会ホームページから生中継や録画中継で見ることができます。

また、本会議場で行われる会議は、各区役所のモニターで生中継を見ることができます。



議会中継ページ

市議会ホームページ フェイスブック、X(旧ツイッター)

- 市議会議員の名簿、会議の日程や結果、市議会の取り組みなどを掲載しています。
- フェイスブックとX(旧ツイッター)でも市議会の情報を発信しています。

ホームページ
<https://www.city.kawasaki.jp/council/>

川崎市議会



市議会ホームページ